

2022年度

「PTA団体総合補償制度」 補償内容に関する小冊子

< 加入手続きと事故処理の手引き >

北河内地区PTA協議会

保険契約者： 四条畷市PTA協議会 枚方市PTA協議会 門真市PTA協議会 門真市PTA協議会
守口市PTA協議会 大東市PTA協議会 交野市PTA協議会 交野市PTA協議会
寝屋川市立校園PTA協議会

保険期間は5月1日より1年間

■ 補償内容に関する御問合せ窓口（取扱代理店）

一般社団法人自転車安全対策協議会 学校安全対策事業部

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

直通 06-6356-7788

（お問合せ開設時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■ 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第1課

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目11番4号

代表 06-6449-1050

（お問合せ開設時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■ 事故受付専用窓口

損害保険ジャパン株式会社 事故サポートデスク

関西火災新種保険金サービス部

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺3丁目6番1号

0120-727-110

（お問合せ開設時間：24時間365日受付）

● PTA団体総合補償制度は、北河内地区PTA協議会に所属する各市PTA協議会傘下の単位

PTAが加入する団体保険となっております。

● この手引きは保険商品の概要、事故手続きの流れを案内したものです。
詳細につきましては上記窓口までお問い合わせください。

目次

1. P T A団体総合補償制度の概要	P2～P6
(1) 補償内容について	
(2) 保険金額と一括払保険料	
(3) 保険金をお支払いする場合	
(4) 保険金がお支払いできない主な場合	
2. 加入手続きの流れ	P7
3. 事故が発生した際の手続き	P8
※補償の対象となる方（被保険者）	
4. 保険金給付事例（事故例抜粋）	P9～P10
※個人情報の取扱いについて	
5. Q&A	P11～P12
6. 各種提出書類	P13
様式1 事故証明書兼事故発生通知書	

1. P T A 団体総合補償制度の概要

「安心できる P T A 活動」をめざし、P T A 会員等（保護者・教職員）及び児童・生徒が P T A 活動中に生じる様々な事故を補償する P T A 専用の制度です。

① 「P T A 団体傷害保険」(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約セット)

② 「P T A 賠償責任保険」(児童・生徒賠償責任補償条項セット)

③ 「P T A 役員プロジェクト補償」(業務妨害等対応費用保険特約条項)

※上記①～③には保険料の払込み猶予に関する特約が付帯されております。

(1) 主な補償内容

① P T A 活動中（保護者、教職員、児童・生徒）の事故

P T A 会員と同居の親族、事前に P T A より認められている方が、日本国内での P T A 主催、共催行事(注-1)に参加中（往復途上を含みます）に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ等を補償します。

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症（日射病、熱射病）により身体に障害が生じた場合も補償します。

《ご注意点》児童・生徒が、P T A 行事に参加中（往復途上を含みます）に事故により、被ったケガや死亡に対しては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となる場合は補償されません。

② P T A 主催行事中の賠償事故

日本国内で P T A の指揮、監督、指導下において P T A 活動中に、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・ P T A 主催・共催行事中に、管理上のミスなどによって第三者（P T A 会員・生徒を含む）の身体・財物に損害を与えた場合
- ・ P T A が、他人から借りたスポーツ用具などが損壊・盗難にあった場合
- ・ P T A 活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上の賠償事故は含みません。

③ P T A 役員プロジェクト（業務妨害等対応費用保険特約条項）

P T A 役員および P T A が、日本国内で行った P T A 活動において、第3者（他人）より暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を受けた場合に、弁護士等による対応を相談（依頼）する際に係る費用を1回の事故について100万円を限度（年間支払限度額は1億円まで）に補償いたします。

（自己負担額はありません）

(注-1) P T A が主催、共催する行事とは、P T A 総会、運営委員会などの P T A 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(例) P T A 役員会・県大会・近畿大会・全国大会参加、学校奉仕活動、スポーツ大会
校外パトロール、体育大会での P T A 競技、文化祭での P T A 出店等

【Bセット】の一括払保険料と補償内容

Bセットには【Aセット】に加えて、「児童・生徒賠償責任補償条項」(日本国内において児童・生徒の日常生活の行為に起因する法律上の賠償責任を補償)がつけます。

傷害補償	1世帯当たり	40円
賠償補償と役員プロテクト合算	児童・生徒一人当たり	270円
〈年間掛金の計算方法例〉		
〇〇中学校PTA会員(500世帯・生徒数550名の場合)		
傷害補償	500世帯×40円	= 20,000円
賠償・役員プロテクト	550名×270円	= 148,500円
一括払保険料		168,500円

	給付項目	保険金額	保険料
傷 害	死亡保険金	100万円	1世帯当たり 40 円
	後遺障害保険金 (障害の程度によつて)	4万円～100万円	
	入院保険金日額 (180日限度)	1,500円	
	手術保険金 (1事故1回)	15,000円(入院中に受けた手術の場合) 7,500円(外来で受けた手術の場合)	
	通院保険金日額 (90日限度)	1,000円	
	賠 償	対人賠償 (自己負担額なし)	
対物賠償 (自己負担額なし)		1事故あたり支払限度額1億円	
受託物賠償 (自己負担額:1事故5千円)		1事故あたり支払限度額10万円 (年間支払限度額500万円)	
弁護士費用 (自己負担額なし)		1事故あたり支払限度額100万円 (年間支払限度額1億円)	
児童・生徒賠償		日本国内において児童・生徒の日常生活の行為に起因する法律上の賠償責任に対して1事故あたり1億円迄の賠償金を補償(対人・対物共通限度額)	

(3) 保険金をお支払いする場合

	種類	概要
保 傷 險 害	死亡保険金	日本国内においてPTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金	日本国内においてPTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。ただし、死亡保険金、後遺障害保険金は合計して保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。
	入院保険金	日本国内においてPTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。
保 賠 險 償	手術保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故につきケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、アブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。</p>
	通院保険金	日本国内においてPTA行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
保 賠 險 償	対人賠償	日本国内でのPTA活動において、その管理・運営に過失や不備があり、第三者（PTA会員・生徒を含みます）に与えた身体障害につき法律上の賠償責任を負った場合、被害者1名につき1億円、1回の事故につき1億円を限度に保険金をお支払いします。（自己負担額はありません）
	対物賠償	日本国内でのPTA活動において、その管理・運営に過失や不備があり、第三者（PTA会員・生徒を含みます）に与えた財物損害につき法律上の賠償責任を負った場合、1回の事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。（自己負担額はありません）
	受託物賠償	日本国内でのPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品・備品等の財物を使用、管理中に損壊、紛失または盗取され法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故の支払限度額10万円、年間支払限度額500万円にて保険金をお支払いします。（自己負担額：1事故5,000円）
	児童生徒賠償	日本国内において発生した、PTAの児童・生徒（PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒にかぎりず）の行為に起因する損害に対して1回の事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。（対人・対物共通限度額。自己負担額はありません）
役員プロテクト	<p>被保険者（PTAおよびPTA役員）が日本国内で行ったPTA活動において、他人により被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似する行為を被ったことにより、1回の事故について100万円（保険期間中の支払限度額は1億円）を限度に弁護士相談等の費用を保険金としてお支払します。（自己負担額はありません）</p> <p>※上記傷害保険は、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症により身体に障害が生じた場合も補償します。 ※上記賠償保険でお支払いする保険金は以下のとおりです。（1）被保険者に支払う損害賠償金（2）被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用（3）訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャパンの事前承認が必要です）ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。※賠償金額の決定にあたっては、事前に損保ジャパンの承認が必要です。その際に損保ジャパンは被害者との示談、調停等の法律行為を行うことが出来ませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。</p>	

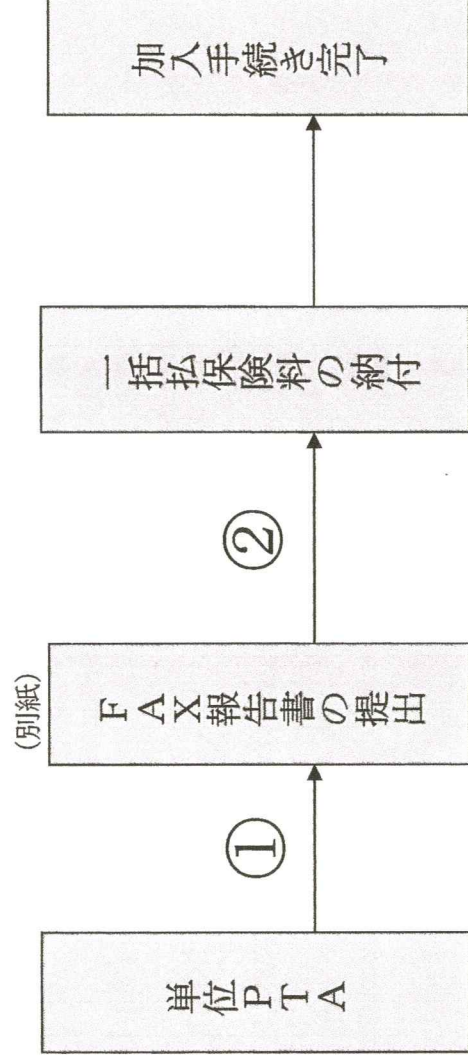
(4) 保険金がお支払いできない主な場合

<p>傷害保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・無資格運転、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転による事故 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者に対する外科的手術等の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除く） ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ・放射線照射、放射能汚染 ・被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・被保険者が道路以外の場所での自動車等による競技・競争・興行中（練習中含む） ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の対象となりうるべき生徒のケガなど
<p>賠償保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的自然変象 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・P T Aが所有・使用または管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する賠償責任 ・自動車・車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 ・借用物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊に対する賠償責任 ・借用物を返還した日から30日を経過した後に発見された借用物の破損に対する賠償責任 ・P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動によって生じた賠償責任など
<p>児童・生徒賠償責任補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意 ・地震、噴火、津波などこれらに類似的自然変象 ・戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ・自動車（原動機付自転車を含みます。）、航空機、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任など
<p>P T A役員プロテクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A役員同士でのトラブル ・初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合、もしくは知つたと合理的に推定される場合 ・故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・被保険者が損害賠償請求を行うことによつて生じた損害

*前記「保険金をお支払いする場合」および上記「保険金がお支払いできない主な場合」については、主な場合を記載しており、事故の内容によっては、お支払いの対象となる場合がありますので、具体的な内容については損保ジャパンにお問い合わせください。

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2. 加入手続きの流れ



①加入者数報告書（別紙案内）を **4月20日（水）迄** に

FAX報告用紙にPTAの「世帯数」、「児童・生徒数」、「ご加入プラン」を

ご記入のうえ、自転車安全対策協議会事業部までお送りください。

※保険期間中に世帯数・児童・生徒数に変動がありましたら、ご報告の必要はありません。

転入された方は、PTA会員になられた日から自動的に補償されます。

転出されたPTA会員で無くなった方も自動的に補償対象から外れます。

②一括払保険料の回収方法について

単位PTA毎の一括払保険料と、市PTA協議会への納付方法は別途ご案内致します。

一括払保険料は市PTA協議会の決める期日までに納付ください。

※申込期日を越えてしまった場合や中途でのご加入に関しては、自転車安全対策協議会
学校安全対策事業部までお問い合わせをお願いいたします。締切後に遅れての加入も承って
おりません。

※保険期間中にご加入されておりますプランの変更はできませんのでご注意ください。

3. 事故が発生した際の手続き

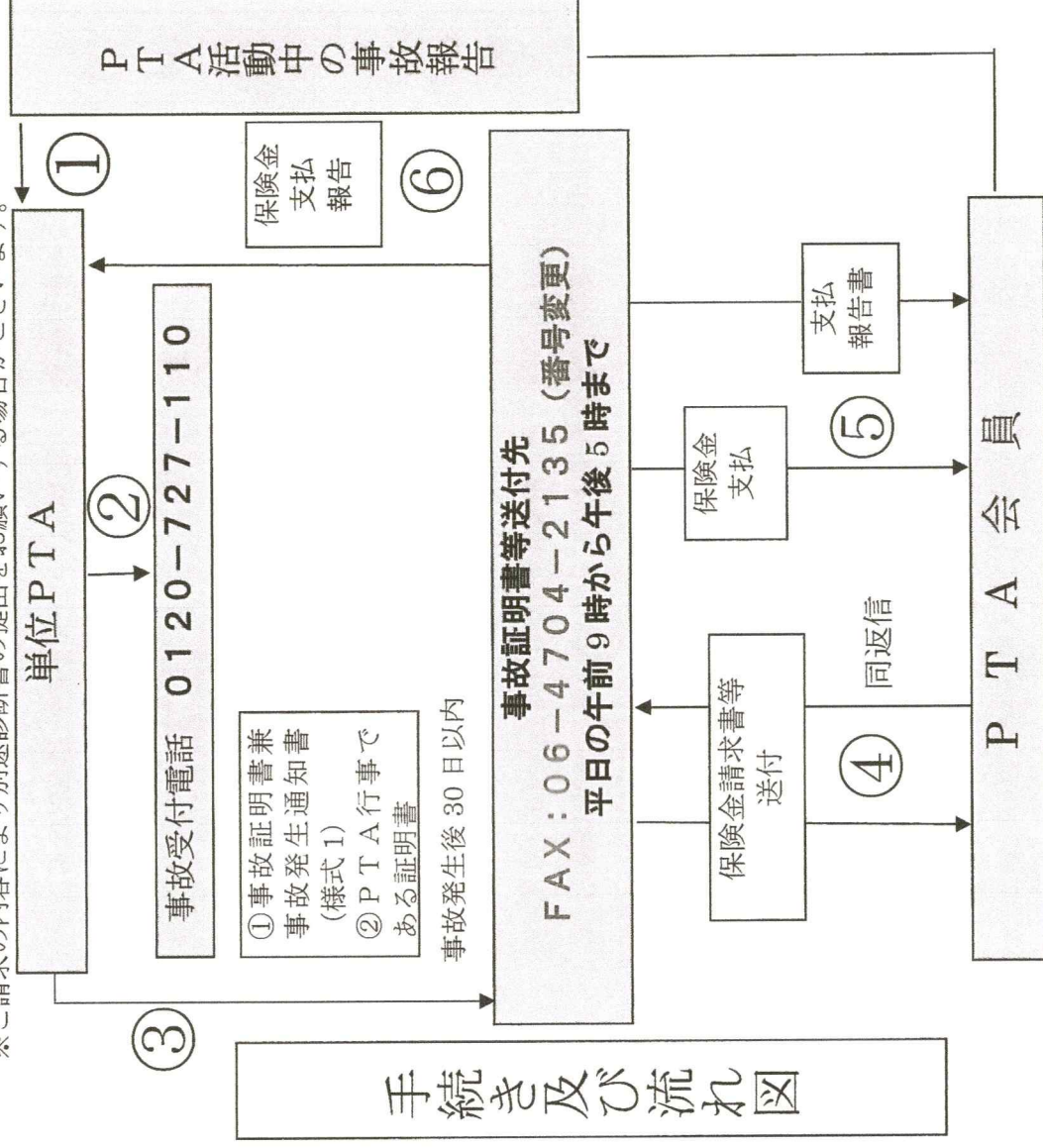
単位PTA様より、損保ジャパンの事故受付専用窓口「0120-727-110」までお電話ください。
なお、ご連絡の際は証券番号をお伝え頂ければと存じます。

そのうえで、FAXで事故証明書兼事故発生通知書（様式1）と参加したPTA行事を証明する書類（注）を事故の日から30日以内にお送りください。

その後、原本と行事を証明する書類が必要になる場合もございますので大切に保管願います。

（注）総会資料、開催案内等

※ご請求の内容により別途診断書の提出をお願いする場合がございます。



※【保険金請求について】

- ・傷害事故の場合は、ケガをした本人（未成年の場合は親権者）へ保険金をお支払いいたします。
- ・賠償事故の場合は、PTAが相手側との示談及び保険金請求手続きを行い、保険会社より「保険金支払い指図書」指定の口座へお支払いいたします。

※【傷害保険の補償対象となる方（被保険者）】

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ① PTA 会員およびPTA の属する学校・保育所に在籍する児童・生徒
- ② PTA 会員の同居の親族
- ③ PTA 行事への参加が事前にPTA より認められている者

4. 保険金給付事例（事故例抜粋）

以下は例であり、ご契約内容や事故の状況により実際にお支払いする保険金の額は異なります。

① P T A 団体傷害保険

日本国内で P T A 行事参加中または自宅からの往復途中において、急激かつ偶然な外来の事故によりおケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- P T A 共催の運動会に保護者が出場して転倒、アキレス腱を切ってしまい、入院 3 日間（入院中手術含む）・通院 12 日間のケガを負ってしまいました。

入院保険金日額 1,500 円 × 3 日間 = 4,500 円

手術保険金（一時金） = 15,000 円

通院保険金日額 1,000 円 × 10 日間 = 10,000 円

合計 29,500 円の保険金をお支払い

- P T A 行事後、帰宅途中に交通事故に遭ってしまい死亡

死亡保険金 100 万円の保険金をお支払い

- P T A 活動中として行なった登下校中に安全指導中に交通事故に遭遇し大腿骨折。入院 20 日間（入院中手術含む）・通院 30 日間のケガを負ってしまいました。

入院保険金日額 1,500 円 × 20 日間 = 30,000 円

手術保険金（一時金） = 15,000 円

通院保険金日額 1,000 円 × 30 日間 = 30,000 円

合計 75,000 円の保険金をお支払い

② P T A 賠償責任保険

日本国内で行なわれる P T A 活動中に、他人の身体や財物へ損害を与えてしまい P T A に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

- P T A 主催のソフトボール大会で打球を走行中の第三者の車に当ててしまい、車を傷つけてしまった
《対物賠償》

損害額車の修理代金 + 台車費用合計 240,000 円（自己負担金はありません）

- P T A の催しで会場設営の不備により来場者にケガをさせてしまった。
《対人賠償》

治療費 + 慰謝料 + 通院諸費用合計 150,000 円（自己負担金はありません）

- P T A の行事で使用するために学校より借用したスポーツ用具や楽器を誤って壊してしまった。
《受託物の賠償》

修理費用総額 100,000 円—自己負担額 5,000 円 = 95,000 円のお支払い

③ P T A プロテクト

被保険者（P T A および P T A 役員）が日本国内で行った P T A 活動に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクハラ、不退去、偽計、風説の流布及びこれらに類似する行為を行ったことにより、被保険者が弁護士費用を負担する場合に、そのかかった費用をお支払いします。

- P T A 主催の活動中に第三者より事実無根のクレームを言われて P T A 役員が継続して第三者対応をせざるをえなくなった。
- P T A 役員が前役員から学校側等に対して誹謗中傷を言われ続け、誹謗中傷を止めていただくために法的手続きをとった。
- P T A に対して、自身の子供が不当に差別をされていると保護者から苦情を受けその対応を保険会社と相談した結果、弁護士に相談する事にした。

● 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等、損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイトを (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

● 財産状況の変化による保険金等の削減について

引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や返還保険料の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。当補償制度は、損害保険契約者保護機構の補償制度の対象となります。補償制度の詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ (<http://www.sonpohogo.or.jp/>) をご参照いただくか、損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. Q&A (一般的なご質問に対する問答集)

問1 先生は加入しなくても良いのでしょうか。

単位PTAが当制度にご加入頂くことによって、先生方も補償の対象となります。

問2 加入申込後の転入・転出の扱いはどのようなにすれば良いのでしょうか。

各校PTAの全世帯がまとめて加入するのを原則としていきますので手続きは不要ですが保険料の請求・返還はあります。(転入された方は自動的に補償対象者となり、各市P協未加入校へ転出された方は自動的に補償対象者から外れます)

問3 傷害事故の場合、PTA行事に参加するための往復途上の事故を含むとは、どの範囲まで良いのでしょうか。

自宅と会場の通常の経路の往復中に起こった事故が補償の対象となります。(合理的経路及び方法での往復途上に限ります。)

問4 学校とPTA行事の関係について説明してください。

学校行事と、PTA行事は違いますし、補償の対象はPTA活動中ですから、学校行事における事故は対象になりません。

しかし、学校行事でも、子どもの健全育成のためにPTAも積極的に参加することを決めた学校周りの清掃などに参加したときの事故は対象になります。
この場合は、学校長とPTA(共催者)会長の連名で案内状が出されていることが必要です。

問5 他団体に開催される行事にも、PTAとして参加する場合は保険金の対象となりますか。

- ・市町村や教育委員会等からPTA会長、または、PTAから代表3名出席してほしいなどの要請を受ける場合がよくあります。これは、PTA行事でなくても「PTAを代表しての参加」になりますからPTA活動として認められます。
- ・PTA会長という役職があるために、他の機関や団体の役職を受ける場合があります。この場合もPTAを代表

して参加しているので該当します。

- ・体育協会や、自治会、青年団、女性団体などが企画したスポーツ大会やレクリエーション等に、PTAの活動として参加した場合の事故も該当します。

例えば、お母さんでつくった9名のバレエチームの場合、それがPTA活動として認められ、PTA会長の承認があるものは該当しますが、同好の人が自由意思で編成したチームは、たとえPTA会員であっても該当しないのでご注意ください。(あくまでもPTA活動であることが前提です。)

問6 他の保険や見舞金制度との関係について説明してください。

傷害事故の場合は、他の保険や見舞金制度に関係なく保険金を支払います。

なお、当補償制度は治療費を支払うものではありませんので、治療は社会保険等で受けてください。

賠償事故の場合は、重複してのご請求はいただけません。他の保険会社と分担してお支払いとなりますので、複数の保険にご加入の場合は必ずご申告ください。

問7 熱中症も傷害保険で補償されますか？

はい。補償されます。

問8 PTAと他のボランティア団体などで共同開催した行事について、他の団体の会員は傷害保険の対象となりますか？

他の団体に所属する会員の方については、補償の対象はなりません。ただし、PTAにも他の団体にも所属する方については、PTAの立場で参加されているケースについては補償の対象になります。

問9 賠償保険金はどんな時に支払われるのでしょうか。

- PTA活動の遂行に起因して生じた偶発な事故により、
- ①他人にケガを負わせてしまった場合
 - ②他人の財物を壊してしまった場合
 - ③PTAが使用管理する第三者から借用した用具等をPTA行事に参加中の被保険者が損壊・紛失もしくは盗取された場合にPTAが負担する法律上の賠償責任について補償します。

(例)

- (1) P T A主催のハイキングで危険なコースを選んだため尾根から生徒が転落して死亡した。
- (2) 見守り隊のボランティアが無理な道路横断を指示したため、子どもが交通事故にあいケガをした。
- (3) P T A主催のサッカー大会でシュートした球が外へ飛び出し、駐車中の車のボンネットをへこましてしまった。
- (4) P T A 活動で学校から借りていたテントの張り方が悪く、物があたってはたはみで倒壊し、支柱が折れてしまった。

問 10 賠償保険については、相手の損害額が必ず全て補償されますか？

法律上の賠償責任は、被害品の原状復旧費用もしくは時価額を限度に発生いたします。また、事故の状況などにより、自動車事故のように過失割合(責任分担)が発生する場合があります。保険のお支払い額もそれに準じて判断いたします。

問 11 受託物賠償については補償されるのほどこちらどこまでの間ですか？

受託物については P T A 管理下 (P T A 活動中) にある間を補償するもので、原則として P T A が団体として使用することを目的として、第三者から借りた時から第三者に返すまでの間が対象となります。ただし、 P T A 会員が返却すべきものを、うっかり忘れて自宅に保管していた時などは対象になりません。また自動車での運送中の事故による破損など、自動車・車両 (原動力が専ら人力であるものを除きます) の所有・使用・管理に起因する事故も対象になりません。

問 12 P T A が部活動の補助を行う場合、傷害保険の対象となりますか？

P T A 活動として、部活動の補助 (引率等) を行う

場合、下記の要件が必要となります。

- ① P T A 活動として企画・立案されていること (総会資料・会則等に P T A 活動として明記されていること)
- ② 部活動の補助活動の実態が P T A によって管理されてい

ること。

(会員名、役割、活動記録などが書面で管理されていること)

上記に限らず、客観的な事実として部活動の補助

が P T A 活動として広く認められており、その活動

中に起きた事故によって、 P T A がケガをされた場

合に補償の対象となります。

(注 : 生徒の部活動中のケガは学校管理下にあたり、日本

スポーツ振興センター災害共済給付制度の補償対象

となるため対象外です。)

